

令和4年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

(交付)

第1条 市長は、環境負荷の少ない再生可能エネルギー設備の導入を支援することにより、地球環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギー設備の設置を行う市民及び事業者に対し、長井市補助金等交付規則(昭和57年規則第9号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たし、再生可能エネルギー設備を設置する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人(予定を含む。)又は市内に事業所を有する法人のいずれかであること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金(以下「県補助金」という。)の交付決定を受けている者であること。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、別表1の補助対象設備とし、未使用品であることとする。

(補助対象経費及び補助金の額又は補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表2のとおりとし、補助金の額又は補助率は別表3のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
2 補助対象設備に対する長井市の他の補助金等の交付を受けているときは、併給を認めないものとする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、次に掲げる書類を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 令和4年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)
 - (2) 県補助金申込書及び当該申込に係る添付書類の写し
 - (3) 県補助金の交付決定通知書又は受領確認メールの写し
 - (4) 納税証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の補助金交付申請書の提出は、当該年度中申請者1人につき1回に限るものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請

にかかると審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付決定を行い、令和4年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、令和5年3月31日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 令和4年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書（別記様式第3号）
- （2） 県補助金交付申請書（兼実績報告書）又は補助金実績報告書及び当該報告に係る添付書類の写し（写真等を含む。）
- （3） 県補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書の写し（太陽光発電設備のみ。）
- （4） 補助金請求書（別記様式第4号）
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、書類の審査の上、確定した補助金を交付するものとする。この場合において、市長が必要と認める場合は、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（取得財産等の管理）

第9条 補助事業者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天変地異その他補助事業者の責に帰すことのできない理由により、補助対象設備がき損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（財産処分の制限等）

第10条 補助事業者は、規則第21条の規定により市長の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第21条ただし書の規定により市長が定める期間は、法定耐用年数を経過するまでの期間とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者がやむを得ない事情等により補助事業を中止又は廃止するときは、令和4年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付取下げ承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下げを承認するときは、令和4年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金にかかる申請取下げ承認通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 市長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 県補助金の交付決定を取り消されたとき。
- (4) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業者が補助金を他の用途に使用した場合など、市長が相当の理由があると認めたとき。

(帳簿等の保管)

第13条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第9条、第10条、第12条及び第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象設備	設備要件	設備の用途
太陽光発電設備 (やまがた未来くるエネルギー補助金(蓄電池設備)の交付要件を満たすもの)	公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力いづれかが10kW未満	住宅用、事業所用
木質バイオマス燃焼機器 (ストーブ、ボイラー機能付きストーブ及びボイラー)	—	住宅用、事業所用、農業施設用

別表 2

補助対象設備	補助対象経費
太陽光発電設備 (やまがた未来くるエネルギー補助金(蓄電池設備)の交付要件を満たすもの)	① 本体購入に要する経費 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(インバータ、保護装置)、その他付属機器(接続箱、直流・交流側開閉器) ② ①の設置に要した経費 (配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)
木質バイオマス燃焼機器 (ストーブ、ボイラー機能付きストーブ及びボイラー)	機器及びその性能を発揮するための付属機器等、設置工事にかかる費用の総額

別表 3

補助対象設備	補助金額又は補助率
太陽光発電設備 (やまがた未来くるエネルギー補助金(蓄電池設備)の交付要件を満たすもの)	1kWあたり2万円(上限5万円)
木質バイオマス燃焼機器 (ストーブ、ボイラー機能付きストーブ及びボイラー)	事業費の1/3(上限4万円)